

共有馬の馬匹売買契約に関わる規定一式

『馬匹売買契約書』の特約条項記載条文	P38
馬匹売買契約の特約条項（「売買特約条項」）	P38
『共有馬管理等に関する覚書』	P41
共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）	P42

馬匹売買契約書記載条文 特 約 条 項

売主買主双方は、別に定める「社台グループオーナーズ2012年産地方入厩予定馬：馬匹売買契約の特約条項」（「売買特約条項」という）に則って当該競走用馬が競走の用に供され、また、事務手続の行なわれることを了承する。



馬匹売買契約書
〔地方入厩予定馬用〕

社台グループオーナーズ2012年産地方入厩予定馬

馬匹売買契約の特約条項（「売買特約条項」）

第1条（馬匹売買契約の成立と共有馬管理等に関する特約）

社台ファーム、ノーザンファーム、追分ファーム（これらの牧場を「社台グループオーナーズ各販売者」という）のいずれかが売主となり、その所有競走用馬の持分（1頭20口の共有持分。以下これを「共有持分」といい、当該競走用馬を「共有馬」という）について、地方競馬全国協会（NAR）から馬主登録を受ける購入希望者を買主として、両者間で馬匹売買契約書（以下「当該売買契約」という）を取り交わして売買が成立した。売主買主双方は、かかる共有馬の取り扱いについて規定した本「特約条項」が当該売買契約に付帯しその一部を構成することに同意する。なお、本書面において、売主を「販売者」、買主を「共有者」とする表記を併せ用いる。

第2条（共有代表馬主の権限と義務及び共有馬管理等に関する覚書）

- 共有者は、当該売買契約に基づいて共有馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、以下の共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という）を選任する。
社台ファームの販売にかかる共有馬：吉田照哉
ノーザンファームの販売にかかる共有馬：吉田勝己
追分ファームの販売にかかる共有馬：吉田正志
- 共有代表馬主と共有者は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という。同覚書にはこれと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」（以下「付帯条項」という）が含まれる。）を取り交わすものとする。

第3条（馬代金の支払と遅延利息）

- 共有馬の売買代金（金銭により授受される代金で、以下「馬代金」という。なお、後述のとおり、販売者がカタログ等により

- 提示した共有持分売り出し価格は「売買提示価格」という）の支払方法には、一括払いと分割払いがある。一括払いの場合、共有者は原則として共有持分を購入した月の翌々月10日までに、所定の割引率（売買提示価格の2%）を適用した金額を一括して支払う。また、分割払いは最大10回分割とし、共有者は1歳7月末までに購入した場合、同年9月から翌年6月までの期間中毎月10日までに分割当月分を支払い、分割払いの最終支払期限（2歳6月10日）までに馬代金全額の支払いを完了させるものとする。1歳8月以降の購入となる場合は、購入した月の翌々月10日より2歳6月10日までに対応する月数分を分割払いの回数とする。一括払い・分割払いとも原則として預金口座振替の方法による。ただし、初めて社台グループオーナーズ各販売者から共有持分を購入する共有者に限り、一括払い代金若しくは分割払いの初回代金は、共有持分の購入日から10日以内に振込み送金により支払う。
- 一括払い、分割払いのいずれかにかかわらず、馬代金を全額支払った時点で、共有者は共有持分権を取得する。なお、共有者が支払った馬代金は、理由の如何に関わらず返還されない。
 - 馬代金の支払方法として分割払いが選択され、その分割払期間中に共有馬について死亡保険事故が発生して保険金が支払われる場合には、当該保険金はまず馬代金の未払部分に充当され、残余がある場合にのみ当該残余部分が共有者に支払われるものとする。
 - 共有者が、第1項に定める支払期日に馬代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済日まで年率20%の遅延利息を支払うものとする。
 - 共有者が、かかる馬代金の支払義務を支払期日（分割払いによる場合はいずれかの分割払い金の支払期日）から2ヵ月経過

してもなお履行しない場合、社台グループオーナーズ各販売者は当該共有者への通知をもって売買契約を解除することができる。かかる場合、当該共有者による支払済みの馬代金、保険料及び預託料等は支払不履行の理由の如何を問わず返還しない。また、第1項但書記載の共有者が一括払い代金又は分割払いの初回代金の支払を支払期日までに履行しない場合、社台グループオーナーズ各販売者は当該共有者への通知をもって売買契約を解除することができる。

第4条(共有馬の引渡しと預託経費の負担)

共有馬の引渡し時期は、2歳1月1日とする。共有馬の預託経費は、1歳12月末までは売主の負担とし、2歳1月1日より買主が負担する。

第5条(値引特典)

1. 共有馬が、1歳12月末までに死亡もしくは競走能力を喪失するに至った場合(いずれの場合も保険事故としての認定を受けられるものであることを要する)、共有者は、その旨の通知を受けた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者から新規に共有持分を購入する場合に限り、従前の共有馬購入の際に支払った馬代金の金額を限度として、新規共有持分の売買提示価格から値引を受けることができる。
2. 共有馬が入厩の有無にかかわらず1回もレースに出走できないまま引退し、その引退時までの同馬の事故見舞金、売却代金、買戻し代金(牝馬の場合)、競走能力喪失特約保険金(死亡保険加入額の10%)、その他の総収入金額が算定基準金額(本項においては同馬の売買提示価格)の50%に満たない場合、共有者はその不足額につき、その引退の通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者から新規共有持分を購入する場合に限り、売買提示価格から同不足額に相当する金額の値引を受けることができる。なお、従前の共有馬の馬代金支払方法が分割払いで、その分割払い期間中に同馬が引退した場合、同不足額の計算上、未請求の分割払金額は同不足額から控除するものとする。
3. 共有馬が出走するも1回も第1着となれずに引退し、その引退時までの同馬の獲得総賞金、事故見舞金、売却処分代金、買戻し代金(牝馬の場合)、競走能力喪失特約保険金(死亡保険加入額の10%)、出走手当に類する交付金その他の総収入金額が、算定基準金額(本項においては同馬の売買提示価格から600万円を除いた金額)の40%に満たない場合、共有者はその不足額につき、当該引退通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者から新規共有持分を購入する場合に限り、売買提示価格から同不足額に相当する金額の値引を受けることができる。
4. 共有者が第1項ないし第3項に基づいて値引特典を取得した場合であっても、上記通知がなされた日から1年以内に社台グループオーナーズ各販売者から新規共有持分の購入をなさない

場合には、本条に定める値引特典は失効する。また、共有者が第8条第3項に該当し、社台グループオーナーズ各販売者において当該共有者に対する新規共有馬持分の販売を停止する措置を講じた場合においても、かかる値引特典は失効する。

5. 共有馬が2歳1月以降に死亡した場合は、第2項及び第3項の適用はない。

第6条(牝馬の引退と買戻し代金)

販売者は、当該牝馬の引退に際して共有持分をその売買提示価格の10%相当額にて買戻すことができるものとし、販売者がかかる買戻しを決定した場合には共有者はこれに応ずるものとする。但し、当該牝馬が引退する際に、競走能力喪失に基づいて、保険会社から給付を受ける競走能力喪失特約保険金(死亡保険加入額の10%)が共有者に支払われ、且つその支払額が当該共有馬の売買提示価格の10%相当額以上となる場合は、本項は適用されず、かかる共有持分は無償にて販売者に譲渡されるものとし、又これを下回る場合は、その差額をもって共有持分買戻しの代金とする。

第7条(種牡馬転用と種牡馬賃貸契約)

1. 牡馬の共有馬について、共有代表馬主が種牡馬への転用を決定した場合、共有代表馬主は当該共有馬の販売者であった牧場に対しその転用に関する業務を委託し、同販売者(牧場)はその任を遂行する。種牡馬に転用するについては、一括売却の方法及び複数年にわたる賃貸の方法(次項「種牡馬賃貸契約」参照)がある。当該牡馬の販売者(牧場)は、繋養先に無償譲渡する場合の判断を含め、転用の価格等の諸条件につき売却先もしくは賃貸先と協議のうえ決定する。当該転用により得られた売却代金もしくは賃貸利益金の60%相当額は当該馬の所有者(共有代表馬主及び共有者)の受領とし、残額の40%相当額は販売者(牧場)が受領する。
2. 転用の方法として種牡馬賃貸の方法が選択される場合は、概ね次の形式を採用する。

競走馬登録の抹消後も当該種牡馬の所有権は引き続き共有者にあり、共有代表馬主が引き続き代表者を務める。当該種牡馬の賃貸契約期間は複数年(最長5年)とし、第三者繋養先(社台スタリオンステーションを含む)に賃貸する。賃貸期間中の各年度において、賃貸契約が定める基本賃貸料から繋養先との間で合意された繋養経費(預託料、保険料、種牡馬登録料等)を控除した賃貸純利益金(本特約においてこれを「賃貸利益金」という)が繋養先から支払われたときには、その賃貸利益金の60%が共有者の各持分割合に応じて共有者に支払われる。当該種牡馬は、賃貸期間が終了した時点において100,000円に消費税を加えた金額にて賃借人である繋養先に譲渡される。

かかる種牡馬賃貸契約においては、種牡馬導入初年度に受胎率保険に加入するほか、その後の傷害や疾病による当該

年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能といった不測の損失(一部免責事項を除く)に対応するための保険に加入することにより、これら保険によって損失が補填され、当初予定された賃貸利益金の所定割合が共有者のために確保される仕組みをとることを原則とする。

第8条(その他)

1. 共有馬が市場取引馬である場合において、市場開設者から支給を受けた重賞競走優勝等に係る奨励金又はこれに類する金品(例:セレクトセールプレミアムなど)については、販売者(牧場)がこれを受領する。
2. JRA等競馬主催者から提供される賞品のうち、重賞競走優勝の際に贈られる賞品については、販売者(牧場)が共有者に優先して買取りを申し出ることができる。なお、かかる買取り代金については、第2条に規定する「付帯条項」記載の取扱いに従って各共有者に配分される。
3. 共有者は、馬代金の支払いを怠った場合又は第2条第2項記載の「覚書」及び「付帯条項」に違反するなどして共有代表馬主等の円滑な業務遂行を妨げた場合には、社台グループオーナーズ各販売者において、当該共有者に対する新規共有馬持分の販売を停止する措置を講ずることがあることを予め承諾する。

第9条(管轄権を有する裁判所)

紛議については、東京都千代田区にある第一審の裁判所の管轄とする。

社台グループオーナーズ2012年産地方入厩予定馬
共有馬管理等に関する覚書

[共有馬]

馬名 XXXXXXXXXXXXXXXの12
2012年9月9日生 牡 鹿毛
父 XXXXXXXXXXXXXXX
母 XXXXXXXXXXXXXXX
共有持分の20分の1



共有馬管理等に関する覚書
[地方入厩予定馬用]

記

第1条(共有代表馬主への委任)

共有者は、上記競走用馬(以下「共有馬」という)を競走の用に供しかつ共有馬についての円滑な事務運営等を確保するため、次条に定める共有代表馬主に対し第3条に定める事項を委任し、当該共有代表馬主はこれを専任により務める。

第2条(共有代表馬主)

- 共有馬の共有代表馬主は、以下のとおりとする。
- (1)共有馬の販売者が社台ファームの場合:吉田照哉
 - (2)共有馬の販売者がノーザンファームの場合:吉田勝己
 - (3)共有馬の販売者が追分ファームの場合:吉田正志

第3条(共有代表馬主の専任事項)

- 共有代表馬主の専任事項は以下のとおりとし、共有代表馬主は、かかる事項を遂行する権限及び義務を有する。
- (1)販売者から共有馬の引渡しを受けること及び引渡しに関連する事項を決定すること
 - (2)育成場及び育成費を決定すること
 - (3)地方競馬全国協会(以下「NAR」という)の管轄する地方競馬場への競走馬登録の可否及び時期を決定すること
 - (4)NAR等に対し当該共有馬の共有代表馬主として届出を行い、その他各種申請書類を提出すること
 - (5)預託厩舎を決定し、預託契約を締結すること
 - (6)入厩の可否及び時期を決定すること
 - (7)去勢の可否及び時期を決定すること
 - (8)調教及び出走スケジュール(海外における競走、中央競馬の指定又は特別指定交流競走の選択を含む)を共有馬の預託先調教師と協議のうえ決定すること
 - (9)地方競馬主催者等から賞金その他その名目を問わず馬主に対して交付される金員及び賞品等を受領、保管し、かかる金員を共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと
 - (10)保険料及び2歳1月1日以降の共有馬の飼養・育成にかかる費用を共有者に対しその持分割合に応じて請求し、これを受領、保管し、かかる費用の支払いに充てること
 - (11)共有馬に保険事故が発生した場合、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行なうこと
 - (12)競走馬登録の抹消を含め当該共有の終了時期を決定すること
 - (13)上記登録抹消等の後、共有馬の処分方法を決定すること及び売却処分の場合の価格を決定すること、並びに、売却

処分の対価を受領し、これを共有者に対しその持分割合に応じて支払うこと

- (14)共有馬が牡馬の場合は、上記登録抹消後に種牡馬への転用の可否を決定すること
- (15)やむを得ない事由により共有代表馬主を変更する場合には、新共有代表馬主を選任すること
- (16)その他上記に関連する事項を決定し、実施すること

第4条(事務委託)

共有代表馬主は、前条に掲げる事項の事務取扱を社台グループオーナーズ事務局(以下「事務局」という)に委託する。

第5条(共有者の遵守事項)

共有者は、第1条及び第2条に従って共有代表馬主に委任した事項に関しては、自らこれを行わないものとし、その他共有代表馬主及び共有代表馬主から事務委託を受けた事務局による円滑な業務遂行を妨げてはならない。

第6条(本覚書の付帯条項)

第3条に掲げる取扱事務の実施の詳細については、本覚書と一体をなす「社台グループオーナーズ2012年産地方入厩予定馬:共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」(以下「付帯条項」という)に規定するものとし、共有者及び共有代表馬主はかかる付帯条項を遵守し、これに従うものとする。

年 月 日

[共有者] 住所		[共有代表馬主] 住所
氏名 (馬主登録名) 馬主登録番号	印	氏名 馬主登録番号 印

共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）

「共有馬管理等に関する覚書」(以下「覚書」という)に基づいて共有者が共有代表馬主に委任した覚書第3条記載の各事項の実施細則(以下「付帯条項」という)は、以下のとおりとする。

第1条(事務の委託と事務局)

共有代表馬主は、覚書第4条に基づき、共有馬に係わる収入経費の計算・管理、保険金請求その他事務運営について、社台グループオーナーズ事務局(以下「事務局」という)に委託する。事務局は、社台グループ東京事務所(東京都港区六本木5丁目17番9号)に置く。

第2条(事務費の支払)

社台グループオーナーズの共有持分を有する共有者は、月次事務費として月額1,575円(消費税込み)を事務局に支払う。かかる月次事務費の支払期日は当月分について翌々月の10日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする。また、共有馬が出走して賞金を獲得した場合には、共有者は同賞金額の3%相当額を出走事務費として事務局に支払う。但し、その支払方法は、事務局から共有者に対して賞金分配金の振込みが行われる際に、同分配金から控除する方法によるものとする(第5条第1項を参照)。

第3条(預託料)

共有者は、2歳1月1日より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。かかる預託料の支払期日は当月分について翌々月の10日とし、その支払方法は原則として預金口座振替によるものとする。上記預託料には、厩舎預託料のほか、育成費、輸送費、治療費、各種登録料(GIレース等の追加登録料を含む)など、共有馬の飼養管理に係る一切の費用が含まれる。

第4条(競走馬保険)

- 共有馬は、2歳1月1日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険(死亡保険)に加入する(保険年度は1月1日より12月31日)。共有代表馬主は、当該共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行なう(競走馬保険約款の要約並びに保険事務手続は、第2項ないし第4項記載のとおり)。
- 平地競走馬については、2歳馬の場合、当該共有馬の売買提示価格(販売者がカタログ等により提示した共有持分売り出し価格)の100%、3歳馬の場合は70%、4歳以上の場合は50%を、それぞれの保険加入額とする。ただし、GⅢ、JPNⅢ、SⅢ以上の重賞競走(G格付以前の重賞競走を含む)に優勝した場合は、その馬齢にかかわらず、速やかにその加入額を売買提示価格

の100%に変更する。

- 共有者は、毎年12月10日までに、翌年度分(翌1月1日から1年分)の保険料(本書面作成時点では、加入額の3%)を持分割合に応じて支払う。また、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に変更となる場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。ただし、馬代金の支払につき分割払いを選択した共有者であって、その分割払い期間中に保険事故が発生した場合の保険金については、販売者(売主)への未払い馬代金に充当され、その残額が当該共有者に支払われるものとする。
- 保険料の増額を伴わない限度で、競走能力喪失特約を付加した場合の特約保険金(本書面作成時点では、競走能力喪失に対して加入額の10%相当の見舞金が給付される。)は、第3項に準じてその全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。なお、この特約保険金は、販売者(売主)との間に定める値引特典(馬匹売買契約の特約条項第5条参照。以下この特約を単に「売買特約条項」という)を計算するに際して、共有馬の収入金額に含まれる。
- 共有馬に不慮の事故が発生した場合は、保険金の受領をもって共有者の全ての損害が填補されたものとし、共有者は、共有代表馬主、事務局、販売者及びその関係者に対して何らの請求もしないことを了承する。

第5条(賞金等の取扱い)

- 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金(着外手当等各種手当を含む。以下同じ)から進上金、源泉税及び出走事務費(第2条を参照。賞金の3%)を控除した金額を、持分割合に応じて精算し、共有者の指定口座に、出走日の翌月末日(金融機関非営業日の場合はその翌日)に振り込みの方法により支払われる。ただし、当該月の下旬(26日以降)に出走した場合、及び外国における競走に出走した場合は、翌々月末日以降の支払いとする。
- 地方競馬場ごとに独自に規定されている、出走手当に類する交付金及び事故見舞金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。
- 共有馬が獲得した競馬主催者提供の賞品・副賞のうち、主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び金製品等賞品(冠スポンサー提供の寄贈賞品及び参加賞等は除く)については、当該馬の共有者間(共有代表馬主を含む)に帰属するものとし、その配分等の方法については本項の細則をもって別途定める。なお、10万円以下の純金メダル及び金製品等賞品、寄贈賞品、参加賞等については、共有代表馬主の帰属とする。

4. そのほか、NARの主催するグランダム・ジャパンのボーナス賞金など、競馬主催者もしくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、第1項記載の賞金支払い事務に準じて適宜共有者に支払う。
5. 共有馬がGI重賞競走（海外における競走及びJPN1、SI重賞を含む）に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要する経費（実費）を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があり、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。
6. 支払期限が到来した預託料、保険料、事務費等又は販売者への馬代金が未払である場合、第1項ないし第4項及び第7条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には所定の支払手続に従って支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が上記預託料、保険料、事務費等又は馬代金の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第11条第2項が適用される。

第6条（海外遠征及び中央競馬の指定若しくは特別指定交流競走出走）

1. 共有馬を外国における競走出走させる（以下「海外遠征」という）については、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定（控除率に関するものを含む）に従う。ただし、当該規定が調教師、騎手、厩務員のいずれかを進上金の支給対象としていない場合等においては、関係者の労に報いるため、適宜本邦規定等を準用する場合があることを共有者は予め了承するものとする。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料、海上保険料等の経費について、当該遠征馬の競走成績に係わりなく、これを負担するものとする。
2. 共有馬を、中央競馬の指定若しくは特別指定交流競走出走させるについては、共有代表馬主がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。この場合において、JRAの馬主登録のない当該馬の共有者については、当該年度の12月末まで有効となる期間限定の特別措置によるJRAの馬主登録を取得するものとし、登録免許税9万円等必要額を、各自事務局の案内にしたがって納めるものとする。

第7条（共有馬の引退）

1. 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬の競走馬登録を確定的に断念する、若しくは同登録を抹消する、又は、能力的な限界もしくは馬体損傷等により当該時点における在厩地区での続行が難しいと判断される場合のいずれか

（以下これらを総称して「引退」という）をもって終了し、かかる時点において共有者の持分権は消滅する（ただし、次項記載の「種牡馬転用」により継続する場合を除く）。

2. 引退した牡馬である共有馬が売却可能な場合は、共有代表馬主がその売却の任に当たる。売却代金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。ただし、共有代表馬主において当該牡馬が種牡馬として転用可能であると判断した場合は、当該牡馬の販売者（牧場）にその転用の任を委任する。種牡馬転用によって収入が得られた場合、売買特約条項第7条にしたがって、売却代金もしくは利益金の60%相当額は、共有者（共有代表馬主を含む）が受領し、残額の40%相当額は販売者（牧場）が受領する。
3. 牝馬の共有馬は、原則として6歳3月を限度に引退するものとするが、共有代表馬主の判断によって同馬の現役を延長して引退時期を繰り延べることがあり、共有者は、「共有馬管理等に関する覚書」第3条（12）に従って共有代表馬主にその判断を委ねる。なお、当該牝馬引退に際して販売者（牧場）は、売買特約条項第6条にしたがって所定の価格にて買い戻すことができるものとし、販売者（牧場）がかかる買戻しを決定した場合には、共有者はこれに応ずるものとする。かかる買戻し価格は、売買提示価格の10%相当額とする。但し、共有馬が競走能力を喪失した場合においては減額若しくは無償となる場合がある（売買特約条項第6条参照）。かかる買戻代金は持分割合に応じて共有者に支払われる。

第8条（持分の譲渡）

共有馬の持分譲渡は、共有代表馬主の書面による事前承認を要する。持分譲渡を希望する共有者は、事務局を通じ所定の手続に従って譲渡申請を行なうものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費2万円（1口当り）を事務局に支払う。

第9条（事務局による事務提供の終了）

社台グループオーナーズの共有持分を保有しない期間が3年以上継続する馬主については、事務局による社台グループ及び社台グループオーナーズの実施する送付物提供等の事務を原則として終了する。

第10条（支払済み代金等）

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

第11条（遅延利息及び支払不履行等起因する持分権の喪失）

1. 共有者が、第2条ないし第4条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率20%の割合による遅延利息を支払うものとする。

- 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合又はNARの馬主登録が抹消され若しくは登録抹消要件に該当するに至った場合は、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。
- 共有者は、事務局が、かかる不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報を社台グループオーナーズの各販売者に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を社台グループオーナーズの各販売者に提供することにつき、予め同意する。

第12条(管轄権を有する裁判所)

紛議については、東京都千代田区にある第一審の裁判所の管轄とする。

●付帯条項第5条第3項の細則

第1条(賞品の受領と配分方法)

- 主催者購買価格が10万円を超える純金メダル及び、金製品、宝飾品等競馬主催者提供賞品(競馬主催者が提供する賞品であって、以下「賞品」という)については、受賞馬の共有馬主間に帰属するものとする。ただし、冠スポンサー提供の寄贈賞品のほか、参加賞、優勝馬のレイ、賞状、盾及び優勝DVD等については共有代表馬主の帰属とする。
- 事務局は、受賞馬の共有者のうちより、本細則第2条第1項及び2項(以下特に定めのない限り、本細則の条文を指す)に規定する手続に従って賞品購入者1名を募り売却する。かかる売却代金(以下「賞品売却代金」という)は、次項記載の事務経費を控除のうえ、持分に応じて共有馬主に支払われる。購入希望者がいないなどやむを得ない場合において、純金メダル及び金製品については、市中(金製品取扱い専門業者)に売却して換金する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品で、第2条第3項の手続を経てもなお購入者が決定できない場合には、競馬主催者が購買した価格の1割にて共有代表馬主等に適宜売却して換金する。ただし重賞競走の受賞賞品について、売買特約条項第8条第2項に基づいて販売者(牧場)から買取り申し出があった場合は、これを優先的な売却先とし、売却価格は第2条第2項の定めによるものとする。
- 事務局は、賞品売却代金から、賞品の保管その他の事務経費として21,000円(消費税込み)を控除した後、これを賞品売却代金とする。

第2条(賞品購入者の特定とその方法)

- 事務局は、次項に定める基準により賞品購入者を募る。購入希望者が複数の場合は、所定日時に抽選を行って購入者を決定する。

- 前項の場合における賞品売却価格は、純金メダル及び金製品については市中にて換価する場合の時価相当額(金製品取扱い専門業者の取扱い手数料相当額等を控除後の金額とする)とするものとし、その価格がJRA購買価格の6割に満たない場合は、JRA購買価格の6割相当額をもって売却価格とする。また、金製品以外の宝飾品等にあつては、JRA購買価格の6割相当額とする。
- 購入者の応募がなかった場合は、純金メダル及び金製品については金製品取扱い専門業者に売却する。また、宝飾品等、金製品以外の賞品は、JRA購買価格の5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて受賞馬の共有者のうちより購入者を募り、最高額提示者を購入者とする。最高額提示者が複数いる場合、第1項にない抽選とする。
- 賞品の購入者は、購入代金を所定の手続に従い、銀行振込の方法により直ちに納入する。購入代金の振込遅延及び購入の取り消しはできないものとする。
- 前項に違反した場合、当該共有者は自らが持分を有する社台グループオーナーズのすべての共有馬について、以後賞品購入者となれない。また、かかる他の共有者への迷惑行為については、付帯条項第11条第3項に規定する違反として取扱われる。

第3条(賞品売却代金の共有者への支払時期)

賞品売却代金は、第1条第3項に定める事務経費を控除のうえ、購入者から賞品購入代金の振込みを受けた月の翌月末に行なう。送金事務にあたっては、付帯条項第5条第6項の規定を準用する。